

鳥 医 受 第 3 0 2 号
平成 2 4 年 5 月 1 日

有床診療所 御中

鳥取県医師会長
岡 本 公 男
(公 印 省 略)

平成 2 4 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

有床診療所における栄養管理体制の届出等については、平成 24 月 4 日 11 付「有床診療所における栄養管理体制の届出等について（重要なお知らせ）」において、経過措置の適用を受けるための届出をお忘れにならないよう周知したところですが、全国的に届出期間不足や周知不足等から届出状況が思わしくないこともあり、今般、平成 2 4 年 3 月 3 1 日において、栄養管理加算の届出を行っていない有床診療所については、届出することなく平成 2 6 年 3 月 3 1 日までの間は、栄養管理体制を満たしているものとして取扱われることとなり、別紙のとおり日本医師会より通知がありましたので、お知らせ致します。

なお、本件については、鳥取県医師会ホームページ「平成 2 4 年度診療報酬点数改定」へも掲載致しますので、詳細についてご確認いただきますようお願い申し上げます。

鳥取県医師会ホームページ <http://www.tottori.med.or.jp/dd.aspx>